

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.18



## Contents

1

人事・労務

新型コロナウイルスの「乙類乙管」への変更後の労働問題



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第15回

～中国における食品及び食品関連製品の生産安全責任者（安全総監）制度～



3

新法紹介

一 公布済の新規法令

1 「企業中長期外債審査登記管理弁法」

2 「個人情報の越境処理活動に関する安全認証規範V2.0」

3 「2023年度製品品質に対する国家監督抜取検査計画に関する公告」

二、公布前の意見募集稿

1 「会社法」（改正草案二次審議案）

2 「民事訴訟法」（改正草案）

3 「増値税法」（草案）



4

中国からの風便り

ゼロコロナ終了直後の渡航を経験して



5

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



## 新型コロナの「乙類乙管」への変更後の労働問題



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 松本 亮

PROFILE



弁護士法人大江橋法律事務所  
外国法事務弁護士  
上海翰凌法律事務所  
律師 紀 群

PROFILE

中国政府は、2022年12月26日、新型コロナに関し2023年1月8日以降は従来の「乙類甲管」ではなく「乙類乙管」にするとの方針を明確にしました。従来の「乙類甲管」とは、新型コロナ自体は乙類の伝染病として分類されるものの、ペストやコレラの甲類同様の厳しい管理を行うということでしたが、1月8日以降は乙類としての管理をすれば足りることになり、規制が緩和されました。

この「乙類乙管」への政策転換を踏まえて、労働問題にどのような変更があったのか、いくつかの典型的な問題を挙げつつご説明することとしたいと思います。

なお2023年1月17日時点の情報を元に作成しておりますので、今後新たな通知や通達が出される可能性がある点はご了承下さい。

### Q1 新型コロナ感染者の欠勤及びその間の給与についてどのように処理したらよいでしょうか？

人力資源社会保障部弁公庁が2020年1月24日に公布した「新型コロナの防疫期間中の労働関係問題の通知」（人社庁明電〔2020〕5号）（以下「人社部5号規定」といいます）は依然として有効ですが、この度政府が2023年1月8日以降は新型コロナについて甲類伝染病としての管理をしないと発表したことから、2023年1月8日以降は人社部5号の規定を適用する前提条件を具備しなくなりました。

具体的には、従業員が新型コロナに感染した場合であっても、甲類伝染病としての管理は不要となり、他の病気と同様の取扱いをすれば足りることになります。すなわち会社の規定に従い、従業員から病気休暇証明資料を添えて病気休暇を申請してもらえばよく、休業期間中の給与についても病気休暇中の給与として処理

すればよいこととなります。

会社として、病気休暇申請時に添えられる病気休暇証明資料をどこまで求めるかについてですが、実際に医師に診断書を作成してもらう方法の他、従業員のPCR検査結果や抗原検査結果をもって対応するという方法も可能だと思います。

なお新型コロナの陽性者になったものの、無症状のため働くことが可能であれば、病気休暇を使用することはできないと考えます。なぜなら、「企業従業員の疾病又は業務外負傷の医療期間に関する規定」によると、労働者が病気になり休業して治療する必要がある場合のみ病気休暇として取り扱えば足りるとされているからです。

### Q2 2023年1月7日までに新型コロナの陽性者になった従業員について、同月8日以降の欠勤及び給与について、どのように処理すればよいでしょうか？

2023年1月7日までは「乙類甲管」であるため、陽性者に対し、欠勤として取り扱わず、契約通り通常の給与を支払う必要がありましたが、8日以降は病気休暇として、会社の規定に従い支払えば足りることになります。

### Q3 会社は新型コロナ感染者及び濃厚接触者の出勤を禁止することができますか？

「乙類乙管」に変更されたことから、新型コロナ感染者に対し強制的に隔離を行い、濃厚接触者かどうか判定する必要はなくなりました。そのため会社は原則として陽性者や濃厚接触者が出勤することを禁止することはできません。仮に会社が当該従業員に対し自宅療養するよう求めた場合であっても、一方的に病気休

暇として処理することはできないと考えます。

#### Q4 従業員は、職場に陽性者や濃厚接触者がいることを理由に出勤を拒否することができますか？

現在の「乙類乙管」の政策の下では、新型コロナは甲類同様の管理は不要となったため、職場に陽性者や濃厚接触者がいることを理由に出勤を拒否することはできません。仮に従業員が出勤を断固として拒否する場合には、会社の内部規則に従って相応の対応をすることが可能となります。

他方で会社には、従業員の安全かつ衛生的な労働環境を提供する義務があるため、在宅勤務が可能な場合には在宅勤務を手配し、仮に出勤する場合には職場で医療用マスクを着用するよう要求するなどの対応を行う必要があります。

#### Q5 会社は従業員に対し適時に感染状況について報告を求めることはできますか？

新型コロナは依然として乙類の伝染病に該当するため、会社は安全な労働環境を提供する責任を果たすための一環として、従業員に対し新型コロナの状況について即時の報告するよう求めることができると考えます。同時に報告義務が確実に履行できるよう、会社の内部規定にて報告義務を定め、仮に報告義務を果たさない場合には義務違反として処罰の対象となると規定しておくことが望ましいと考えます。

#### Q6 会社は陽性者に対していつ職場に出勤するよう求めることができますか？

新型コロナが「乙類乙管」に分類されたことから、陽性者である従業員が仮に治療に必要なとして病気休

暇を申請してきた場合、従業員に対し治療に必要な証明資料の提供を求めることができます。したがって、病気休暇証明資料記載の期間が経過するか、通常の新型コロナの療養期間（5日間から7日間程度）が経過すれば出勤を求めることができます。なおその期間を経てもなお調子が悪く出勤できないという場合には、別途医師による診断書を求めることができると考えます。仮に従業員がそのような証明資料を提出しない場合には病気休暇として取り扱う必要はありません。

#### Q7 会社は新型コロナ感染者の治療期間中、労働契約を終了することができますか？

人社部5号によると、新型コロナの隔離期間中、労働契約法40条及び41条に基づき労働契約を解除してはならないとされていました。しかし「乙類乙管」として分類されることになった結果、人社部5号の適用はなく、他の病気の医療期間と同様の制限があるのみになりました。具体的には労働契約法42条（3）によると「病を患い、又は業務外の理由で負傷し、規定の医療期間内にある場合」には、使用者は労働契約法40条、41条の規定に従い労働契約を解除してはならないとされています。同時に労働契約45条によると、「労働契約の期間が満了し、本法42条に規定する事由に該当する場合、労働契約はその該当事由がなくなるまで延長してから終了する」とされています。すなわち、新型コロナの治療のため医療期間に該当する場合には、会社は労働契約法40条、41条に従って解除することはできず、労働契約が満期になった場合であっても医療期間が終了するまで延長されることとなります。新型コロナの陽性者であっても、この他には労働契約の終了にあたり特に制限がありません。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第15回

～中国における食品及び食品関連製品の生産安全責任者（安全総監）制度～



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻史

PROFILE

## 第1 企業の食品安全主体责任実務の監督管理規定

2022年9月30日、中国における食品の生産販売に関する基本法である食品安全法に基づき、食品の生産販売の品質管理体制に関する管理監督規定として、「企業の食品安全主体责任実務監督管理規定」が制定され、2022年11月1日から施行され、食品安全責任者制度が導入された。

## 1. 食品安全責任者制度

以下のいずれかに該当する企業は、食品安全担当者の配置に加えて、食品安全責任者（中国語では安全総監）を配置しなければならない。企業の主要責任者（企業の生産経営について全面的な指揮の責任を負う法定代表者、実質的支配者及びその他の主要な意思決定者を指す）は、食品安全法及び本規定に従って食品安全管理の職務を履行させ、食品安全にかかわる重大な決定の前に食品安全責任者及び食品安全担当者の意見・提案を十分に聴取しなければならない。

- (1) 特殊食品の生産事業者
- (2) 大中規模の食品生産事業者
- (3) 大中規模の外食企業及び外食チェーン本部
- (4) 大中規模の食品販売企業、販売企業チェーンの本部
- (5) 300人以上が食事をするのできる保育施設の食堂、500人以上が食事をするのできる学校の食堂及び1000人以上が食事をするのできる又は1000人以上に食事を提供できる企業

食品安全責任者は、食品安全管理システムの準備・実施、従業員の健康管理、供給業者の管理、入荷品の検査、生産・操業工程の管理、工場検査、トレーサビリティシステムの構築、苦情・報告の処理等の食品安全に関する制度を明確化し、定期的な食品安全自己点検の実施、評価、主要責任者への報告・改善提案、食品安全事故処理計画の作成、食品安全事故報告義務の履行等の食品安全管理業務に責任を負い、食品安全にかかわる潜在的危険を発見した時には、主要責任者に対する生産販売活動の停止等の提案を行い必要な措置を実施しなければならないとされている。

医薬品MAH（上市許可保有者）に要求される品質管理責任者、化粧品について要求される品質安全責任者、医療機器について要求される管理者代表の仕組みに類似した安全管理責任を負う職位・責任を明確にする制度を導入したものと見えよう。但し、食品安全責任者については、食品生産経営に関する知識等を有していることは求められるものの、具体的な学歴（大学等での専門的なバックグラウンド）、職務経験年数等の要件は要求されておらず、食品安全違反で免許を取り消された企業の法定代表者等、一定の違反歴のある企業の責任者については就任禁止要件が定められている。

また、食品安全担当者は食品安全責任者又は主要責任者に対して責任を負い、食品生産管理制度の執行状況の検査、記録の保管、管理維持の監督等の具体的業務を実施する職責を負うものとされる。

そして、企業は、食品安全責任者及び食品安全担当者について、それぞれその職責、業務内容等を明確に規定した社内規則を定めなければならないとしている。日次、週次、月次点検・報告と記録の保存

食品生産経営企業は、日次、週次の安全点検を実施して点検・管理記録を作成し、また、主要責任者は、少なくとも月1回は食品安全責任者、食品安全担当者からの聴取を行い、食品安全調整会議月次報告を作成して保存しなければならない。これらの書類は行政当局からの検査の対象とするものとしている。

## 2. 罰則

## (1) 企業に対する処罰

食品生産経営企業が本規定従った食品安全管理制度を構築せず、又は食品安全責任者、食品安全担当者等の人員を配置、訓練、評価せず、若しくは安全責任制度に基づく食品安全責任を実行しない場合には、管理当局は食品安全法第126条第1項の規定に基づき、是正を命じ警告し、是正を拒否した場合には5千元以上5万元以下の罰金を課し、情状が重大な場合には、免許取消までの間、生産経営の停止を命じなければならない。第19条 食品安全法の規定に違反した食品製造運営企業及びその他の単位は、食品安全法の規定により処罰されるほか、次の各号

のいずれかに該当する場合、その法定代理人、主たる責任者、直接責任者及びその他の直接責任者の前年度にその単位から得た収入の1倍以上10倍以下の罰金を科すことができる。

(2) 企業の主要責任者等に対する処罰

食品生産経営企業が食品安全法に規定する違法な状況が生じた場合、食品安全法に基づき処罰を行う他、下記のいずれかの状況に合致する場合には、当該企業の法定代表者、主要な責任者、直接責任を負う主管人員、その他直接責任を負う人員に対して、前年度に当該企業から受領した収入の1倍から10倍の罰金に処するものとする。

- ① 故意に違法行為を実施した場合
- ② 違法行為の性質が悪質である場合
- ③ 違法行為が重大な結果を惹起した場合

そして、食品生産経営企業及び主要責任者が、正当な理由なく食品安全責任者又は食品安全管理者が、危険回避のために生産停止等の意見を採用しない場合は、故意による実施のとみなされ、法定の職責を履行した食品安全責任者及び安全管理担当者については処罰を行わないものとしている。

**第2 食品関連製品品質安全監督管理暫定規則**

2022年10月8日には、食品関連製品についても、生産品質安全管理体制に関する監督管理規定として「食品関連製品品質安全監督管理暫定規定」（以下「食品関連製品規定」という）が制定され、2023年3月1日から施行される予定である。

中国国内で行われる食品関連製品の生産、販売を行う企業に適用される場合、食品関連製品は、食品に使用する包装材料、容器、洗浄剤、消毒剤、食品の生産・販売に使用する工具、設備を指すと定義され、広範な製品が対象となっており留意が必要である（但し、消毒剤の品質安全管理については関連規定を適用するとされている）。

同法による規制の概要は、以下の通りである。

1. 生産販売が禁止される製品

以下の製品の生産販売を禁止している。

- (1) 食品安全基準及び関連公告に合致していない原料、補助材料及び添加剤並びに、その他の人体の健康に危険を及ぼす可能性がある物質を使用して生産した食品関連製品、若しくは、範囲、限度量を超えて添加剤を使用して生産した食品関連製品
- (2) 病原性微生物、農薬の残留、動物用医薬品の残留、

生物毒素、重金属等の汚染物質及びその他人体の健康に危険を及ぼす可能性がある物質の含有量及び溶出量が食品安全基準の制限値を超える食品関連製品

- (3) 不純物混入、偽造された食品関連製品、偽造品を真正品と偽ること、不合格の製品を合格品と偽ること
- (4) 国が廃止、失効、変質しているものとして命令を出した食品関連製品
- (5) 産地偽装、若しくは、他の会社の工場名、住所、品質マークを偽造又は不正使用した食品関連製品
- (6) その他の法律、法規、規章、食品安全標準及びその他の強制的規定に合致しない食品関連製品

2. 品質安全管理者制度

製品の種類、企業規模等に応じて品質安全管理者を設置することが義務付けられた。

製品の種類	設置すべき管理者	実施すべき事項
直接食品に接触する包装材料等のハイリスク製品	品質安全総監（品質安全責任者）及び品質安全担当者の設置	食品安全主体管理制度に基づく運用
その他の製品	品質安全担当者の設置	職責の明確化など

3. 原材料、補助材料の生産、保管等の管理・資料保存義務

生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原材料、補助材料の購買、検収、保存及び使用等の過程についての記録作成・保存</li> <li>■ 初回使用の原材料、補助材料及び配合、生産工程の安全評価及び試験の実施、記録保存</li> <li>■ 自社又は相応の資質を持つ検査機関による製品検査の実施、合格後の工場出荷・販売、記録保存</li> <li>■ 不合格品処理制度を制定し、不合格品についての相応の処理をしなければならない。</li> <li>■ 品質安全事故処理案の制定、定期的な品質安全事故</li> </ul>	<p>記録及び証票の保管期間：製品の品質保持期間より短くはならず、製品品質保持期間が2年に満たない場合又は明確ではない場合は2年を下回ってはならない。</p>
-----	--	---

	防止措置状況の検査等	
販売者	購入した食品関連製品の入荷検査制度を実施しなければならず供給者の営業許可証、関連する許可証、製品合格証明書及び製品標識を検査し、製品の名称、数量、納入日、供給者の名称、住所、連絡方法等の情報を記録し、関連証票を保存しなければならない。	記録及び証票の保管期間：製品の品質保持期間より短くはならず、製品品質保持期間が2年に満たない場合又は明確ではない場合は2年を下回ってはならない。

#### 4. 食品関連製品の標識の記載事項

食品関連製品の標識は、製品名称、生産者の名称、住所、連絡先、生産日及び品質保持期間（適用される場合）、適用している基準、材質及び種類、注意事項又は警告表示、法令、食品安全基準及びその他の強制規定により求められる事項を表示すべきことを規定している（関連規定、強制性標準により目立つ位置に「食品接触用」、「食品包装用」などの表示が必要な場合がある。）。

#### 5. 罰則

(1) 食品安全基準及び関連公告に合致していない原料、補助材料及び添加剤並びに、その他の人体の健康に危険を及ぼす可能性がある物質を使用して食品関連製品を生産した場合、若しくは、範囲、限量を超えて添加剤を使用して食品関連製品を生産した場合は10万元以下の罰

金に処し、情状が重大な場合には20万元以下の罰金に処する。

(2) 以下のいずれかに該当する場合には、期限を定めて改善を命じる。期限を過ぎても改善されない場合又は改善後もなお要求に合致しない場合には3万元以下の罰金に処し、情状が重大な場合には5万元以下の罰金に処する。

- ① 生産者が本法に規定する品質安全管理制度を構築、実施していない場合
- ② 産者が本法に規定する品質安全事故処置案を策定していない場合
- ③ 生産者が本法に規定する原材料、補助材料の管理、安全評価を行っていない場合
- ④ 生産者が本法に規定する不合格製品の管理制度の構築、不合格品についての相応の措置を取っていない場合
- ⑤ 販売者が本法条に規定する入荷商品の検査制度を構築、実施していない場合

### 第3 行政執行の動向

食品安全主体责任については、2022年11月1日の施行の前後で各地方で行政検査の細則等の規定もでており、直近の新聞報道では行政による検査や違反事例についての行政処分が行われ始めているようである。食品関連製品については、本年3月の施行に向け、各地方での細則が出てくるものと思われ、設置義務を負う会社については、候補者の選定、社内規則、マニュアルの整備等の準備が必要と考えられる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 新法紹介

### 一 公布済の新規法令

- 1 「企業中長期外債審査登記管理弁法」
- 2 「個人情報の越境処理活動に関する安全認証規範V2.0」
- 3 「2023年度製品品質に対する国家監督抜取検査計画に関する公告」

### 二、公布前の意見募集稿

- 1 「会社法」（改正草案二次審議案）
- 2 「民事訴訟法」（改正草案）
- 3 「増値税法」（草案）

### 一、公布済の新規法令

#### 1 「企業中長期外債審査登記管理弁法」

国家発展改革委員会は、2023年1月5日に「企業中長期外債審査登記管理弁法」を公布し、同年2月10日より施行することにした。同弁法は、主に総則、外債規模及び用途、外債審査登記、外債リスク管理及び監督管理、法律責任等といった6章計37条から構成され、主な内容は、以下の通りである。

(1) 適用範囲については、企業中長期外債とは、中国国内における企業（各種類の金融企業、非金融企業を含む）及びその支配する（過半数の議決権を有する又は企業の重要な経営事項をコントロールできる場合）国外の企業又は支店が中国国外に向けて人民元建て又は外貨建ての元金及び利息を返済する1年を上回る（1年を含まない）負債性のある金融商品の借入れ（直接又は間接な方法を問わず）を指し、本弁法は同外債に対して適用される。

(2) 外債の借入にあたり、まず同弁法に基づく基本条件として、①借入を行う企業は法に基づき設立され、合法的に存続・経営されており、健全且つ運営状態が良好な組織機構を持っていること、②外債を借り入れる合理的なニーズがあり、その用途も法規定に合致していること、③企業及び支配株主、実質的支配者が直近3年間に於いて汚職、賄賂、業務上横領、資金流用等の刑事犯罪を行っておらず、又は犯罪又は重大な違法行為により法に基づき立案調査されたこともないことが必要とされている。

次に、借り入れた外債について、企業は自社の資本使用状況及び実際のニーズに従い、自主的に国内外でに使用できるが、但しその用途が一定の条件（例えば、中国の法令に違反しないこと、国の利益及びデータ安全を損なわないこと等の条件を満たすことが必要とされている。

(3) 外債の借入に際しての審査の流れ及び期限については、大まかに事前届出・審査登記と事後情報報告に分けられ、より具体的に言えば、企業が借入を行う前に、国内の支配企業の本部を通じて国家発展改革委員会に対して申請報告書及び関連資料を提出し、「外債審査登記証明」を取得しはじめて外債の借入れを行うことができ

る。そして、各外債借入から10営業日以内にネットワークシステムを通じて審査登記機関に外債借入の情報を報告しなければならない、また毎年1月末及び7月末前の5営業日以内に同じシステムを通じて外債資金の利用状況等を報告しなければならないとされている。

(4) 同弁法違反に伴う法律責任については、同弁法第27条、28条、29条に従い、違法行為を行う企業やその主要責任者、又は仲介機構及び関連責任者に対してそれぞれの法律責任を追究することができる。とされている。

なお、本弁法の正式施行とともに、2015年から実施されていた「国家発展改革委員会による企業外債発行届出登記制度管理改革への推進に関する通達」（発改外資[2015]2044号）は廃止される。

URL：<https://zfxgkndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=20112>

（国家発展改革委員会2023年1月5日公布、同年2月10日施行）

#### 2 「個人情報の越境処理活動に関する安全認証規範V2.0」

2022年11月18日付の「個人情報保護認証の実施に関する通知」にて引用された適用基準の1つとして、全国情報安全標準化技術委員会（TC260）は、2022年12月26日にホームページで「サイバーセキュリティ基準実践指南—個人情報の越境処理活動に関する安全認証規範V2.0」（以下「安全認証規範」という）を発表した。「個人情報保護認証の実施に関する通知」では、個人情報の越境処理活動を行う個人情報処理者が安全認証規範の定めにも適合しなければならないとされているので、今後、個人情報を越境移転する処理者にとって、安全認証を受ける時の判断基準となれると思われる。

安全認証規範は、認証機構が個人情報の越境処理活動に対する保護認証を行う際の認証拠拠となり、個人情報処理者に対して、個人情報の越境処理の際に遵守すべき基本原則、域外提供先との越境処理における個人情報保護、個人情報の主体の権益保護等の要求を明らかにした。

認証を申請する対象について、①適法な法人資格を取得し、良好な信用度及び業務上の評判を備え、正常に経営していること、②多国籍企業又は同一の経営・事業のエンティティに属する子会社又は

関連会社の間における個人情報の越境処理活動について国内当事者が承認し、法律責任を負うことができること、③個人情報保護法第3条2項に定める域外の個人情報処理者の代わり、その国内に設置している専門機構又は指定代表者より認証を申請し、且つ法律責任を負担させることができることを定めている。

また、安全認証規範では、個人情報の越境処理活動を行う処理者に対して、①法的拘束力を有する文書の具備、②組織管理体制の健全化（個人情報保護責任者の指名、保護機構の設立等）、③個人情報越境処理のルール の制定、④個人情報保護影響評価の実施等、基本的要求を明確にした。

URL : <https://www.ct260.org.cn/front/postDetail.html?id=20221216161852>

（全国情報安全標準化技術委員会2022年12月16日公布、同日施行）

### 3 国家市場監督管理総局「2023年度製品品質に対する国家監督抜取検査計画に関する公告」

国家市場監督管理総局は、2022年12月29日に、来年の製品品質に関する監督管理や抜取り検査の実施を巡り、2023年度製品品質に対する国家監督抜取検査計画に関する公告を公布した。当該計画では、計142種類の製品が調査対象として指定されており、そのうち、電子機器が38種類、農業生産資料9種類、建築及び装飾・内装材料16種類、電工及び材料製品11種類、機械及びセキュリティ保護製品23種類、日用品及び織物品17種類、耐久消費財15種類、食品関連製品13種類が含まれる。

また、当該計画では、実際の状況に応じて、計画外の製品に対する専門的監督管理と抜取り検査を実施することも言及された。

URL : [https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/zjdj/202212/20221229\\_352509.html](https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/zjdj/202212/20221229_352509.html)

（国家市場監督管理総局2022年12月29日公布、同日施行）

## 二、立法草案

### 1 「会社法」（改正草案二次審議案）

第13期全国人民代表大会常務委員会（以下、「全人大常務委員会」という）は、2022年12月27日～30日の間に第38回会議を開き、会社法の改正について2回目の審議を行い、12月30日に「会社法」（改正草案二次審議案）を公布し、2023年1月28日までに公衆からの意見聴取を行っているところである。第一回目の審議で出された改正草案と比べ、今回の修正箇所は、主に以下の通りである。

#### ① 株主の出資払込義務の強化。

今回の審議案では、期限通りに出資金を払い込んでない株主の権利の喪失制度が設けられた。つまり、会社の株主が出資義務を履行しない場合、会社は当該株主に対して一定の猶予期間を置いて出資の払い込みを催促することができ、猶予期間が経過しても株主が払い込みを履行しない場合、会社は株主に対して権利喪失の通知を行

うことができ、株主は、通知日を以て出資金が未払いの株式を喪失し、法に従い譲渡され、又は減資しなければならない。仮に6ヶ月以内に譲渡・抹消していない場合、会社のその他の株主はその出資比率に従い、係る資本金を全額で払わなければならない。出資金の払い込み義務を負う株主は、それによって会社にもたらした損失について賠償責任を負わなければならない。また、会社が期限満了した債務を弁済できない場合、株主は、その引き受けた出資の債務について、期限の利益を喪失し、前倒しで払い込まなければならない。また株主が既に引き受けて、まだ払込期限が到来していない株式を譲渡する場合、譲受人は当該出資金を払い込む義務を負い、譲受人が期限通りに全額を払込まない場合、譲渡人は譲受人の期限通りに払込んでない出資金について補充責任を負担する。

#### ② 会社のガバナンス体制の完備。

従業員数が300人以上の会社において、法に基づき監事会を設置し、従業員代表を任命する以外、董事会メンバーとして従業員代表を任命する必要がある。また監査委員会が監事会の職権を行使する会社において、監事会又は監事を設置しないことができるものとしている。

#### ③ 董事等の責任の強化

董事、高級管理職が職務を執行する際に、故意または重大な過失により、他人に損害・損失をもたらした場合、会社が負担すべき賠償責任を除いて、董事、高級管理職も賠償責任を負うものとした。また、会社は、董事のために責任保険を付保することもできる旨を規定している。

URL : <http://www.npc.gov.cn/fcaw/user/index.html?id=#808181842&261c01856172441f020a>

（全人大常務委員会2022年12月30日公開）

## 2 「民事訴訟法」（改正草案）

全人大常務委員会は、2022年12月末に「民事訴訟法」（改正草案）について審議し、12月30日に「民事訴訟法」（改正草案）を公開し、2023年1月28日までに公衆からの意見聴取しているところである。改正草案では、主に以下のような修正が行われている

- ① 虚偽訴訟の認定ルールを整備し、従前の權益侵害の判断基準となる「他人の合法的權益」を「国家利益、社会公共利益又は他人の合法的權益」に修正することによって、虚偽訴訟の認定範囲を拡大した。
- ② 回避の適用範囲を拡大し、裁判官アシスタントや司法技術人員も回避の適用対象に追加した。
- ③ 司法技術人員の訴訟参加のルールを明確にし、人民法院が訴訟の中に司法技術人員を参加させ、専門的技術の事実を認定することに協力させることができるものとされた。
- ④ 上訴状の提出方法を調整した。

- ⑤ 「特別手続」に遺産管理人の指定を追加した。
- ⑥ 涉外案件における送達手段を充実させた。
- ⑦ 外国裁判所の判決の承認・執行制度及びルールを整備した。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808181844230ec0185612c16b27450>

(全人代常務委員会2022年12月30日公開)

### 3 「増値税法」(草案)

全人代常務委員会は、2022年12月30日に「増値税法」(草案)を公開し、2023年1月28日までに公衆からの意見聴取しているところである。今回の「増値税法」(草案)は、計6章36条から構成され、基本的に現行の税制枠組みと税率に従い、「中華人民共和国増値税暫行条例」及び関連政策を法律のレベルに引き上げるとともに、実状に応じて一部の内容について調整を行っている。より具体的に言えば、税率について、本草案は現行の13%、9%、6%の3段階に区

別する税率を維持しつつ、まず貨物販売、加工修理等のサービス、有形動産の賃貸借サービス、輸入貨物については、別途規定がある場合を除いて、13%の税率を適用し、次に交通運輸、郵政、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、土地使用権譲渡、農産物等貨物の販売又は輸入については、別途規定がある場合を除いて、9%の税率を適用し、更にその他のサービス、無形資産の販売について、6%の税率を適用すると定めている。

一方、納税人輸出貨物の販売、並びに域内組織及び個人がクロスボーダーで国务院の定める範囲内のサービス、無形資産を販売することについて、税率を0%とし、小規模納税者等に簡易計税方法を適用する場合に3%の税率を適用するとされている。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808181842c261c018561423bfd00cf>

(全人代常務委員会2022年12月30日公開)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## ゼロコロナ終了直後の渡航を経験して

2023年1月12日、約1年半ぶりに上海に戻ってきた。当初、12月末に上海に戻る予定にしており、周りから聞きかじった集中隔離グッズを準備していた矢先に、1月8日から中国への入国者に対する集中隔離を撤廃するとのニュースが流れた。12月に入国すれば最後の隔離になると個人的には期待半分、行動制限の煩わしさ半分だったが、予想外に渡航48時間前のPCR検査で陽性結果が出てしまい、上海への渡航が1月8日以降に延びたため、幸か不幸か、最後の隔離を経験することはなかった。

二日後に渡航を控えた1月10日、突然、中国外務省が日本及び韓国から中国への渡航者に対するビザ発給を一時停止すると発表したとの速報ニュースが流れた。自分自身は12月中にビザを受領済だったので特段の影響はなかったが、私の周りにも年明けにビザ申請を予定していた人が少なからずおり、予定の変更を余儀なくされていた。

これまでは、現地に到着した後の集中隔離や渡航前の煩わしい手続きを嫌って多くの日本人が中国への出張を敬遠していたと思う。その隔離措置等がここ1、2か月で徐々に緩和・廃止されて、いよいよ人の往来が復活するかと期待したタイミングでビザ発給の一時停止の事態になってしまい、もはや何が起きても驚かないなといった気持ちで、12日の渡航を迎えた。

ところが、一転、上海の浦東国際空港に到着してみると、飛行機の検疫検査で1時間ほど機内に留め置かれたものの、その後は、拍子抜けをするくらいスムーズに入国することができた。白い防護服を着たスタッフは一人もおらず、また渡航前にアプリで記入していた入国申請記録の写真やPCR検査の陰性証明のコピーなどは、いず

れも提出や確認を求められることはなかった。入国審査のエリアにいる審査官達も、私のパスポートを確認しながらも、横にいる同僚と、間もなく迎える春節で帰省する際に持参するお土産について笑顔で話をしていた。

空港から自宅までタクシーで向かう途中、街中いたるところにPCRの簡易検査場が残っていたが人影は殆どなかった。ついこの間まで、少なくとも3日に1回はPCR検査を受けなければ地下鉄にも乗れず、連日多くの人が簡易検査場に列をなしていたのがもはや遠い昔の話になっている。

中国は間もなく春節を迎える。中国人にとって春節は遠くで暮らす家族や親戚が一同に会する最も重要なイベントであり、私の知り合いの中国人達も約3年ぶりの帰省だと嬉しそうに列車のチケットを購入した話をしてくれる。また上海市のレストランなどでも地方出身者のスタッフが早々に帰省して店内には人がまばらといった春節前のいつもの風景が戻ってきている。

中国国家统计局が17日に発表した2022年のGDPは前年比で実質3%であり、目標の5.5%には遠く及ばなかった。また若者の失業率が20%近くに達したとの報道もあり、ゼロコロナ政策の傷跡が大きいことは事実である。しかし、当の中国人達は長く続いた様々な制限から解放され、新しい一年を迎える喜びに心を弾ませているようにも見える。今年が中国にとって経済の一年になることは間違いない。現地の日系企業にとっても良い波及効果が出てくることを願ってやまない。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## セミナー及び執筆のご紹介

### 1 近時行われたセミナー

テーマ：ライフサイエンスプラクティス セミナー第9回：  
～中国ライフサイエンス～中国薬事改正アップデート  
と中国の化粧品効能表示・誇大広告規制について

日時：2022年12月9日（アーカイブ配信申込受付中）

講演者：高槻 史

主催：弁護士法人大江橋法律事務所

URL：<https://www.ohebashi.com/jp/seminar/year/2022/20221212seminar.php>

テーマ：日本と異なる中国における「契約」の特徴

日時：2022年12月1日15時～16時30分（中国時間）

講演者：松本 亮

主催：PERSOLKELLY Consulting

テーマ：対中貿易における経済安全保障について

日時：2022年12月2日（金）15時～17時（日本時間）

講演者：藤本 豪

主催：一般社団法人日中経済貿易センター

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。